

第4章

環境保全のための施策展開

- 1 環境都市実現に向けた施策の体系と行動指標
- 2 環境都市実現に向けた施策展開

1 環境都市実現に向けた施策の体系と行動指標

環境問題の広がりと複雑化に伴い、その対策も市政の様々な施策分野に横断的に関わっており、従来の公害対策、自然保護対策のように個別に実施していたのでは、その効果を期待することができません。

従って、今後の環境対策は、都市計画・都市整備、商工・農林、教育などの各施策分野

環境像	環境目標
1 環境汚染の防止 典型 7 公害を含めた都市型公害の改善が進み、 新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまち	環境目標 1-1 大気汚染の防止 環境目標 1-2 水質汚濁防止 環境目標 1-3 騒音・振動の防止 環境目標 1-4 悪臭の防止 環境目標 1-5 土壌汚染・地盤沈下・ 化学物質による汚染の防止 環境目標 1-6 都市の高温化への適応策の推進
2 生態系の保護 多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎ を与える自然環境が守られ、はぐくまれるまち	環境目標 2-1 生物種の保全
3 快適環境の創造 水や緑、歴史等の環境資源が有効に活用され、 快適な環境が創出されるまち	環境目標 3-1 水辺空間の保全・改善 環境目標 3-2 緑地の保全・育成 環境目標 3-3 農地の保全 環境目標 3-4 景観の保全・創造
4 地球環境の保全 地球規模の考え方を持ち、低負荷・循環型都市の 形成に向けた取組が市内各所で行われるまち	環境目標 4-1 地球温暖化対策等の推進 環境目標 4-2 新エネルギー導入促進 環境目標 4-3 ごみ減量・資源化（3R活動）の 促進 環境目標 4-4 廃棄物の適正処理と処理施設の 整備
5 環境保全活動の活性化 市民・事業者が主体的に環境保全活動に参加す るまち	環境目標 5-1 環境情報の整備と提供 環境目標 5-2 環境教育・環境学習の推進 環境目標 5-3 環境保全活動の活性化

👉 における事業を環境面から評価し、その結果を活かすことによって、総合的、体系的に実施する必要があります。

そこで、市の限られた財源と人的資源を有効に活用し、各環境分野の重点となる課題を中心に施策展開を図っていきます。

主な施策展開	行動指標例
・大気汚染状況調査 ・工場等の発生源調査 等	・常時監視局の再配置と測定項目の見直し ・有害大気汚染物質濃度の環境基準達成率
・水質調査 ・公共下水道や農業集落排水施設の整備 等	・環境基準（河川）を達成した地点の割合 ・汚水処理人口普及率
・騒音調査 ・建築工事の騒音対策の推進 等	・騒音（一般地域）の環境基準を達成した地点の割合
・悪臭発生源事業場に対する監視、指導の徹底 ・悪臭対策の普及啓発 等	・悪臭の公害苦情件数
・地下水質調査 ・特定事業場等発生源対策 等	・地下水質（概況調査）の環境基準を達成した地点の割合
・クールシェアの普及 ・透水性舗装の促進 等	・熱中症で搬送される患者数
・生態系保全のための自然環境調査 ・自然観察会の開催 等	・野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数 ・野鳥観察会、自然観察会の参加者数

前橋市都市計画マスターplan、前橋市緑の基本計画等と連携して推進

前橋農業振興地域整備計画等と連携して推進

前橋市景観計画等と連携して推進

・地球温暖化防止実行計画の推進 等 ・森林整備計画に基づく森林の整備や適正な管理を実施	・市域全体の温室効果ガス（CO ₂ ）排出量 ・市域全体のエネルギー消費量（TJ）
・太陽光発電等の新エネシステムの導入支援 ・小水力発電の導入推進 等	・新エネルギーによる発電能力量（累計）
・ごみ減量へ向けた啓発の推進 ・分別の徹底によるリサイクル促進 等	・1人1日当たりのごみ総排出量 ・再生利用率
・ごみ処理施設の維持・整備 ・廃棄物の不法投棄等の防止 等	・不法投棄件数
・広報紙、パンフレット等による普及、啓発 ・環境報告書の発行 等	・環境ポータルサイトのアクセス数
・環境保全啓発イベントの開催 ・児童文化センターでの環境学習の実施 等	・環境教室、イベントの実施回数
・環境美化活動の推進 ・エコファミリー、エココミュニティの育成 等	・こどもエコクラブの会員数 ・まえばし環境家族の参加世帯数

2 環境都市実現に向けた施策展開

1 環境汚染防止のための施策

大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、概ね良好な状況を保っていますが、さらなる環境負荷の低減を目指して施策を進めます。また、水質汚濁がみられる一部の河川について重点的に監視をしていきます。

1 大気汚染の防止（環境目標 1-1）

健康で安心して暮らせる良好な大気環境を維持するため、大気汚染の監視体制の充実・強化を図りながら、全ての大気汚染物質について市内全域での環境基準の達成を目指します。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
常時監視局※1の再配置と測定項目の見直し	—	⇒	平成 39 年度までに実施 (2027 年度)
有害大気汚染物質濃度の環境基準※2達成率	100% (平成 28 年度)	⇒	100% (平成 39 (2027) 年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①大気汚染状況調査	常時監視局を 2 か所設置し、二酸化硫黄※3、一酸化窒素※4、二酸化窒素※5、オキシダント※6 及び浮遊粒子状物質※7 の測定を行う。また、その測定結果に応じ、市民に注意喚起を行う。 市内の測定結果並びに市周辺を含めた広域的な大気汚染状況を考慮し、常時監視局の移設及び測定項目の検討を行う。	環境政策課
②ダイオキシン類等有害物質の調査	有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類※8 等の優先取組物質についての調査を行う。	環境政策課
③工場等の発生源調査	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設から排出されるばい煙排出量等を監視することにより、大気汚染の防止を図る。	環境政策課

※1 常時監視局

大気中の有害物質を常時測定する。本市では南局（六供天神公園）、東局（桂萱小学校）の 2 か所に設置している。

※2 環境基準

環境基本法において定められた大気汚染、水質汚濁、騒音等の基準。人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準値が定められている。

※3 二酸化硫黄

重油などの硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じる気体。粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる。また、大気中で酸化され、雨水に溶けると酸性雨の原因となる。

※4 一酸化窒素

燃焼によって空気が加熱される際に、一酸化窒素が空気と反応して二酸化窒素となる。燃焼温度が高いほど多量に発生する。

※5 二酸化窒素

空気中もしくは燃料中の窒素が酸化され生成される物質である。発生源としては自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、肺に対する毒性の強い物質である。また、大気中で酸化され、雨水に溶けると酸性雨の原因となる。

※6 オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質であり、人体に悪影響（目やのどの痛み、頭痛等）を与えるとされている。

※7 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している微粒子。肺や気管支に入りぜんそく等を引き起こすといわれる。発生源から直接放出される一次粒子と、炭化水素や硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等のガス状物質から生じる二次粒子がある。

※8 ダイオキシン類

塩素の入ったものを焼却する過程で生成される化学物質。毒性が強く遺伝子への影響も大きい。

2 水質汚濁の防止（環境目標 1-2）

市内を流れる河川・湖沼に多くの生物が生息できるように、水質を監視し、下水道整備等を進めることによって、全ての項目について市内全域で環境基準の達成を目指します。汚水処理対策として、これまで整備した下水道施設等への接続、浄化槽の適正な維持管理のための啓発を進めるとともに、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）※9から浄化槽（合併処理浄化槽）※10への転換を促進させていきます。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
環境基準（河川）を達成した地点の割合	81.0% (平成 28 年度)	⇒	100% (平成 39 (2027) 年度)
汚水処理人口普及率	91.5% (平成 28 年度)	⇒	96.5% (平成 39 (2027) 年度)

注)「群馬県汚水処理計画」の目標値。

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①水質調査	公共用水域の水質汚濁状況を調査するため、市内を流れる主要な河川、湖沼について水質調査を行う。また、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業場等について、排水水質の監視及び指導を行う。	環境政策課
②ダイオキシン類調査	公共用水域のダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、市内の河川についてダイオキシン類等の測定調査を行う。	環境政策課
③汚水処理事業（公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及）の推進	汚水処理対策のため、公共下水道や農業集落排水の整備済箇所について接続促進のための啓発を行う。また、浄化槽の定期的な点検など適切な管理をするよう啓発を行う。みなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り式便所については浄化槽（合併処理浄化槽）へ転換する住宅に対し補助を行うことで促進を図る。 これら汚水処理事業の総合的かつ効率的な推進と更なる市民サービス向上のため、一元化も含めた検討を関係課で進める。	環境政策課 ごみ減量課 農村整備課 下水道整備課
④合流式下水道の改善	市内の市街地中心部は、汚水と雨水を同時に排除する合流式下水道が整備されており、大雨が降った際には下水の一部が未処理のまま河川等に放流され、水質の悪化や悪臭が発生する等の課題がある。これまでに対策施設として、雨水滞水池や雨水貯留管等の整備を実施しており、今後は各対策施設の稼働状況を監視する。	下水道整備課
⑤畜害公害防止対策の促進	畜産ふん尿による水質汚濁や地下水汚染を防止するための施策のうち、特に排水の高度処理装置導入費用の一部の支援を行う。	農政課

※9 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）

生活排水のうち、し尿のみを処理することができる浄化槽。

※10 浄化槽（合併処理浄化槽）

生活排水のうち、し尿と台所や風呂、選択などからの雑排水を併せて処理することができる浄化槽。

3 騒音・振動の防止（環境目標 1-3）

騒音について、市内全域での環境基準の達成を目指します。

工場や事業場、建築現場、道路騒音等の発生源に対する調査を継続していくことが柱となります。最近増加している日常生活に起因する近隣騒音は、近隣に対する気遣いの欠如が原因となる場合が多く、一人ひとりの自覚も重要であり、そのための啓発も行なっていきます。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
騒音（一般地域）の環境基準を達成した地点の割合	100% (平成 28 年度)	⇒	100% (平成 39（2027）年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①騒音調査	市内の騒音の実態把握のため、「一般地域」、「道路に面する地域」について計画的に調査を行うとともに、地理情報システム（GIS）※ ¹¹ を用いた自動車騒音評価システム※ ¹² により、高速自動車道や国道等の騒音について面的評価を行う。	環境政策課
②事業場等の発生源対策の推進	特定工場等（飲食店営業等を含む）について、新規設置の場合や苦情が発生した際に、騒音・振動の測定を行い、規制基準の遵守状況を調査する。	環境政策課
③建築工事の騒音対策の推進	前橋市中高層建築物に関する指導要綱に基づき、工事中の騒音等に対し近隣関係者と協議するよう指導する。	建築指導課

※11 地理情報システム（GIS）

位置に関する情報をもつたデータをコンピュータ上で重ね合わせたり、定量的に計測したりするなど、様々な解析等を可能とするシステム。

※12 自動車騒音評価システム

自動車からの騒音の大きさを、道路や建物の構造などから、道路近くの住居の騒音の大きさを計算するというもの。

4 悪臭の防止（環境目標1-4）

本市の悪臭防止対策は、規制区域と規制方式を定めることにより工場、事業場に対して規制、指導を行っています。規制区域は、平成24年4月1日から、各支所管内を加えて市内全域としています。また、規制方法は臭気指数規制方式としています。

近年では工場及び事業場に対する苦情は減少傾向を示し、野外焼却や肥料散布等のような、農地と住宅地が混在する地域における苦情が増加しています。また、工場及び事業場については、前述のとおり苦情件数は減少しているものの、対象が特定の業種に偏る傾向が見られます。

悪臭苦情の現状から、今後の“におい環境”保全については、従前より取り組んでいる悪臭発生源事業場に対する監視・指導を継続するとともに、悪臭防止に対する支援や啓発に取り組みます。野外焼却等の個人を対象とする発生源については、広報等による周知啓発を強化します。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
悪臭の公害苦情件数（年間）	17件 (平成24~28年度平均)	⇒	8件 (平成39(2027)年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①悪臭発生源事業場に対する監視・指導の徹底	平成24年4月より市内全域が規制地域となったことから、悪臭防止法に基づく規制基準を超過することがないよう、悪臭苦情が多い事業場に対する調査を実施し、適切な指導を行う。	環境政策課
②悪臭防止の取組支援や普及啓発	畜産に起因する悪臭対策として、消臭剤の購入補助などの対策を行うとともに、事業場や市民に対し、悪臭の防止に関する普及啓発を強化する。	環境政策課 農政課

5 土壤汚染・地盤沈下・化学物質による汚染の防止（環境目標 1-5）

市民の健康や生態系を守るために、有害な化学物質や地下水の状況を監視します。特に近年は、有害物質を扱った事業場跡地の土壤汚染の問題やアスベストの問題等、過去の使用が原因となる場合が多くなっており、それらへの対応を迅速に行うようにします。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
地下水質（概況調査）の環境基準を達成した地点の割合	100% (平成 28 年度)	⇒	100% (平成 39（2027）年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①地下水質調査	地下水質を監視するため、市内 15 地点の地下水について地下水環境基準項目※13 を調査する。また汚染が発見された場合には、原因を究明するとともに、継続的な監視を行う。	環境政策課
②ダイオキシン類調査	地下水のダイオキシン類による汚染の状況を監視するため、市内の井戸についてダイオキシン類の調査を実施する。	環境政策課
③農薬・化学肥料等の適正使用推進	農地における病害虫対策や雑草管理において減農薬の取組を支援するとともに、廃農薬の処理費用の支援により、廃農薬の適正処理を推進する。	農政課
④地盤沈下防止のための地下水保全	地下水保全のために、地下水水源の取水能力の 7 割を目安に取水する。	浄水課
⑤特定事業場等の発生源対策	土壤・地下水污染防治のため、有害物質使用特定事業場の監視・指導を行う。	環境政策課
⑥有害物質問題発生時の情報収集と対応	有害物質問題が発生した場合、関係部局間での情報共有を図るとともに、国・県と連携し対応していく。	環境政策課 廃棄物対策課 建築指導課

※13 地下水環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

6 都市の高温化への適応策の推進（環境目標 1-6）

本市の気温は、地球温暖化に加えて、都市化によるヒートアイランド現象^{*14}の影響を受けて長期的に上昇する傾向にあります。都市の高温化への影響への適応策として、猛暑の環境を回避できる空間の創出や市街地の高温化を抑制する対策に取り組むとともに、熱中症予防対策の普及・啓発を図ります。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
熱中症で搬送される患者数（夏季期間）※	135 人 (平成 28 年度)	⇒	100 人以下 (平成 39 (2027) 年度)

注)「夏期における熱中症による救急搬送人員等の実態調査」による

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①クールシェアの推進	熱中症を予防するため、家庭や地域の涼しい場所をみんなでシェア（共有）することや、自然が多い涼しいところへ行くことなど、「クールシェア」の普及を図る。	環境政策課
②透水性舗装 ^{*15} の促進	歩道や駐車場を整備をする際には、透水性舗装等を採用する。	道路建設課 建築住宅課
③熱中症予防対策の普及 啓発	「広報まえばし」や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、高齢者、乳幼児をはじめ市民の熱中症予防に関する普及啓発を進める。	健康増進課

● クールシェアのススメ

- ・ クールシェアとは、涼しい場所をみんなで分かち合う（＝シェアする）取組みです。
- ・ 熱中症対策の「涼み処」となるほか、エアコンで消費する電力もシェアすることから、地球温暖化対策にも貢献します。
- ・ ご家族で公共施設や商業施設、自然が豊かな涼しい場所へ出かけることのほか、ご家庭で別々の部屋でエアコンをつけるのではなく、家族みんながひとつの部屋に集まったりすることもクールシェアです。



※14 ヒートアイランド現象

都市部の気温が周辺より高くなる現象のことで、p30 のコラムにて詳細を説明しています。

※15 透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装。

2 生態系の保護のための施策

市内に生息する生物種の生態系が維持されるように、生息環境の保全に配慮していくこととします。そのために、市域における動植物の分布状況を把握するとともに、市民に対して啓発を行い、生物との共生を目指していきます。

1 生物種の保全（環境目標 2-1）

市域に生息する動植物の分布状況を把握するために、専門家による現地調査を継続的に実施し、その結果について副読本を作成、配布していきます。また、自然観察会等を開催し、身近な自然の大切さや生き物との接し方について啓発を行います。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数	34 種 (平成 24~28 年度平均)	⇒	35 種 (平成 39 (2027) 年度)
野鳥観察会、自然観察会の参加者数（年間）	82 人 (平成 27 年度)	⇒	90 人 (平成 39 (2027) 年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①生態系保全のための自然環境調査	前橋市内の生物や植物について、これまでの自然環境調査からの変化を把握するため、継続的な調査を実施する。	環境政策課
②自然観察会の開催	調査テーマ（例えば、魚類・水生生物）にそって、参加者に調査に参加してもらう自然観察会を開催する。	環境政策課
③自然環境保全推進委員会の開催	自然環境保全推進委員会を定期的に開催し、自然環境調査等について報告を行い、必要な助言・指導を受ける。	環境政策課
④いきものの生育・生息環境の保全と情報発信	いきものの生育・生息環境の保全を図るとともに、生物多様性に対する市民の理解を深めるため、自然環境調査などの成果を広く情報発信し、市内のいきものや生態系を知る機会の充実を図る。	環境政策課
⑤外来種の侵入、拡大の抑制	地域固有の自生種を保全するため、外来生物種の情報を収集・発信する。	環境政策課

ウ

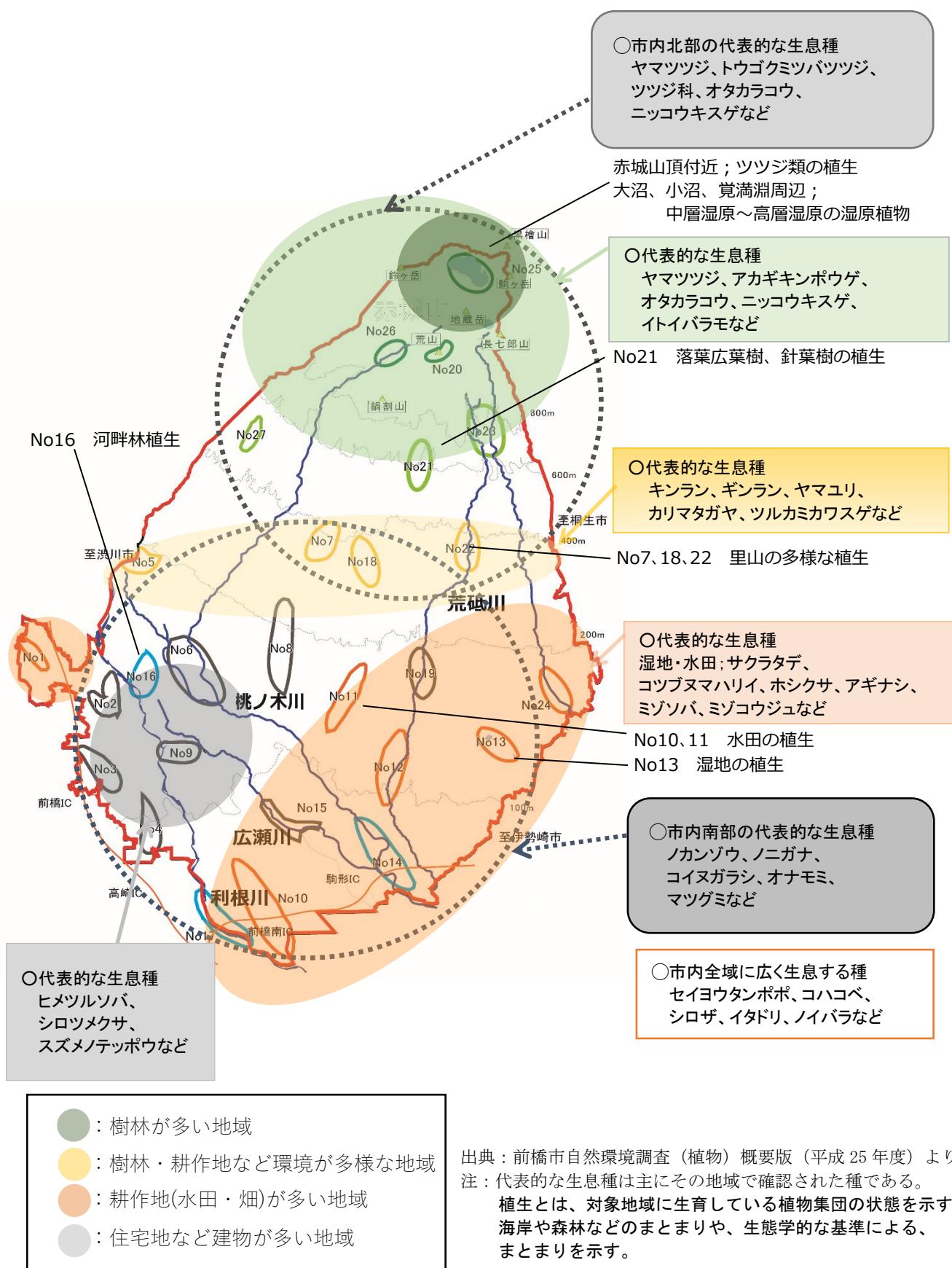
重点施策

施策名	いきものの生育・生息環境の保全と情報発信	担当課	環境政策課
施策の概要			
<p>いきものの生息・生育空間となる緑地や河川の環境を保全・管理するとともに、生態系を踏まえた水辺、公園、緑地のネットワーク化を図ります。また、生物多様性の保全に対する市民の理解を深めるために、自然環境調査などの成果に基づく、いきものや生態系に関する情報発信、啓発活動に取り組みます。保全するとともに、生態系や景観などの自然環境の価値を観光等の地域活性化に適正に活用することを通じて良好な状態を維持していきます。</p>			
期待される効果			
<p>生物多様性の重要性を社会に浸透させる効果が期待できます。また、生物多様性への理解を通じて、地域の資源を再発見し、それを活かした地域づくり、それを支える市民のネットワークづくりが期待できます。</p>			

市内の生物種や生態系の特徴

植物	北側の山岳地、西側の市街地、東側の農耕地、山陵地帯には落葉広葉樹林・針葉樹植林地や農耕地などの「里山」が広がっており、多様な植生が見られます。 里山にはラン科やムラサキ科（種名非公開）などの重要種が生育しています。水田や畦ではアギナシなどの重要種が生育しています。市街地付近の河川や水辺にはタンキリマメなどが、利根川等の河川ではカキツバタが見られます。 赤城山周辺の山岳・森林や里山では、自生種の割合が高く、外来種の侵入を防ぐとともに、自然環境を保全していく必要があります。
哺乳類	山岳・里山ではツキノワグマ、カモシカ、カワネズミなどが生息し、里地や農耕地ではカヤネズミやアナグマなどが生息しています。また、里山から市街地まで広い地域でタヌキやイタチが生息しています。
鳥類	山岳ではハチクマなど、里地・農耕地・市街地の河川ではオオタカなど生態系の上位種が確認されており、良好な生態系が維持されています。 農耕地にある水辺では、チョウゲンボウやハイタカ、ヤマセミやチドリ類など水田・湿地・河畔林を利用する種が多数見られます。市街地内にある河川では、チドリ類やオンドリなどが見られます。
昆虫類	赤城山の固有種であるアカギヒシバッタや、山岳や里山でハルゼミ、ムラサキトビケラなどが生息しています。里地では、オオムラサキやスズムシなどが生息しています。水辺ではコガムシやギンモンアカヨトウが生息しています。
は虫類	山岳・里地・河川でヘビ類のシロマダラ、河川ではクサガメ、市街地ではニホンヤモリが生息しています。
両生類	里山の水辺にはカジカガエルが、里地・農耕地・市街地の河川にはトウキョウダルマガエルが生息しています。山岳から市街地にある河川では、ツチガエル、ニホンアカガエルなどが生息しています。
魚類 水生生物	大河川である利根川は魚類の生息環境が多様であるほか、赤城白川は、小河川でありますながら、多自然型の河川整備がされ魚がすみやすい環境になっています。メダカ、スナヤツメ、ニホンウナギ、ゲンジボタル等の絶滅が危惧される魚類・水生生物のほか、アカザ、ギバチといった群馬県内でも珍しい魚類が生息しています。

市内で見られる主な植物



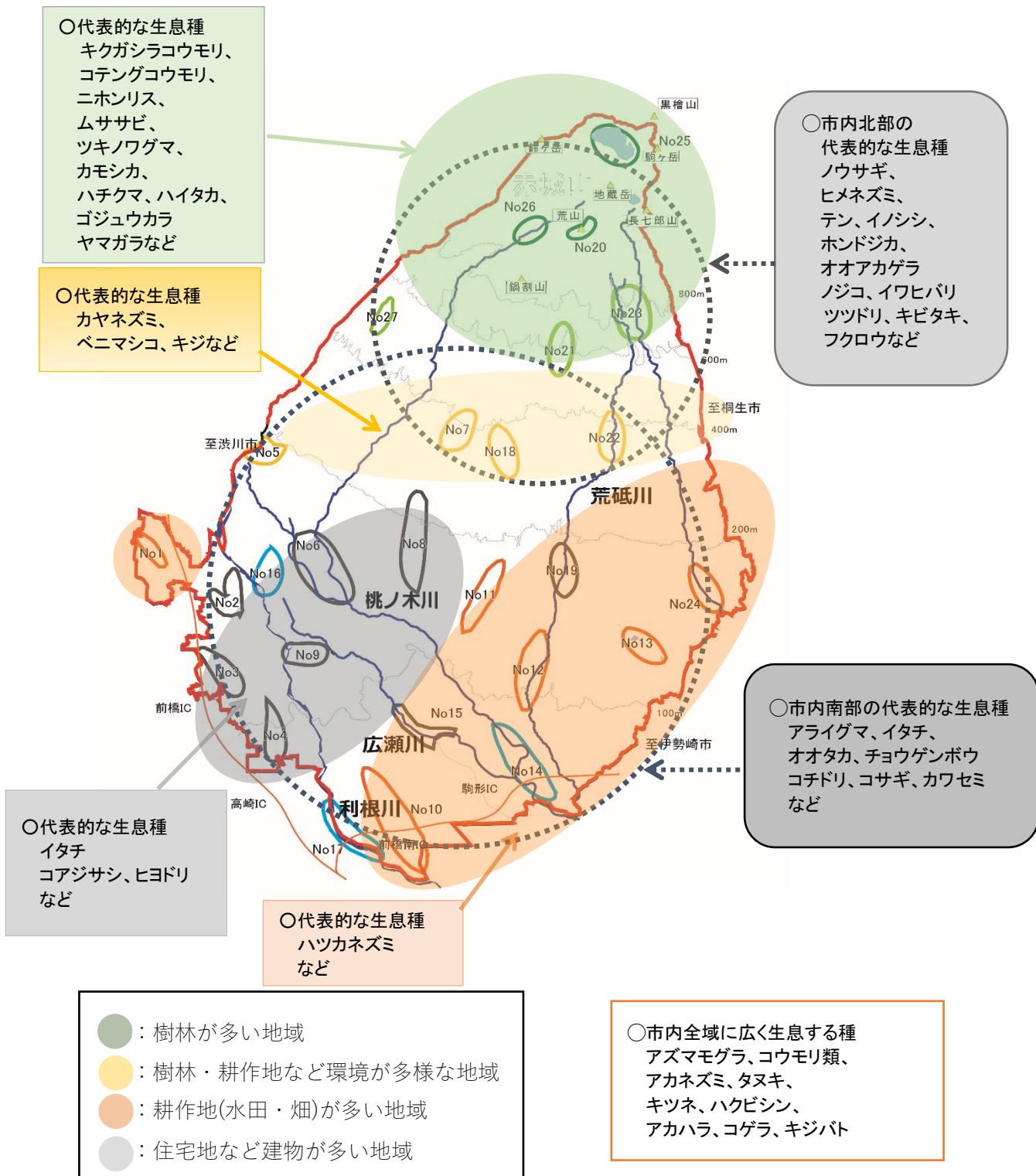
出典：前橋市自然環境調査（植物）概要版（平成 25 年度）より作成。
注：代表的な生息種は主にその地域で確認された種である。

植生とは、対象地域に生育している植物集団の状態を示す。
海岸や森林などのまとまりや、生態学的な基準による、まとまりを示す。

地域	見られる生物写真
市内全域	<p>■市内全域に広く生息している。 セイヨウタンポポ（外来種）、コハコベ、シロザ、イタドリ、ノイバラなど</p>    <p>セイヨウタンポポ（外来種） イタドリ ノイバラ</p>
山地 (市北部)	<p>■樹林が多い地域：バイケイソウ、マイヅルソウ、など 樹林や山岳の湖沼・湿地に生息する特徴的な種（あまり見られない種） (アカギキンポウゲ、イトイバラモ、オタカラコウ、ニッコウキスゲなど、)</p>    <p>バイケイソウ マイヅルソウ オタカラコウ</p>
里山～里地 (市北部から中部)	<p>■樹林・耕作地など環境が多様な地域： 里山環境を好む種が特徴的な種（キンラン、ギンラン、ヤマユリなど）。 ■樹林が多い地域～樹林・河川など環境が多様な地域： 市内北部では主にカリマタガヤ・ツルカミカワスグなど</p>    <p>キンラン ヤマユリ ヤマトリカブト</p>
農耕地・河川 (市東部)	<p>■耕作地（水田・畑）が多い地域：サクラタデ、コツブヌマハリイ、ホシクサ、 アギナシ、ミクリ、ミゾソバ、ミゾコウジュなど 主に農耕地や草地、河川敷等に生息（マツグミ、ノカンゾウ、ノニガナ、 コイヌガラシ、オナモミ等）</p>    <p>ミクリ ミゾコウジュ マツグミ</p>
市街地 (市南部)	<p>■樹林、耕作地など環境が多様な地域～耕作地・草地・河川地域：ウリカワ、サジ オモダカ、タンキリマメ、ノアズキ、ニセアカシア（外来種）など 住宅地など建物が多い地域：ヒメツルソバ、イヌタデ、ミゾソバ、イタドリなど</p>    <p>ニセアカシア（外来種） シロツメクサ（外来種） スズメノテッポウ</p>

出典：前橋市自然環境調査（植物）報告書（平成 19 年度、平成 22 年度、平成 25 年度）より作成。

市内で見られる主な哺乳類・鳥類

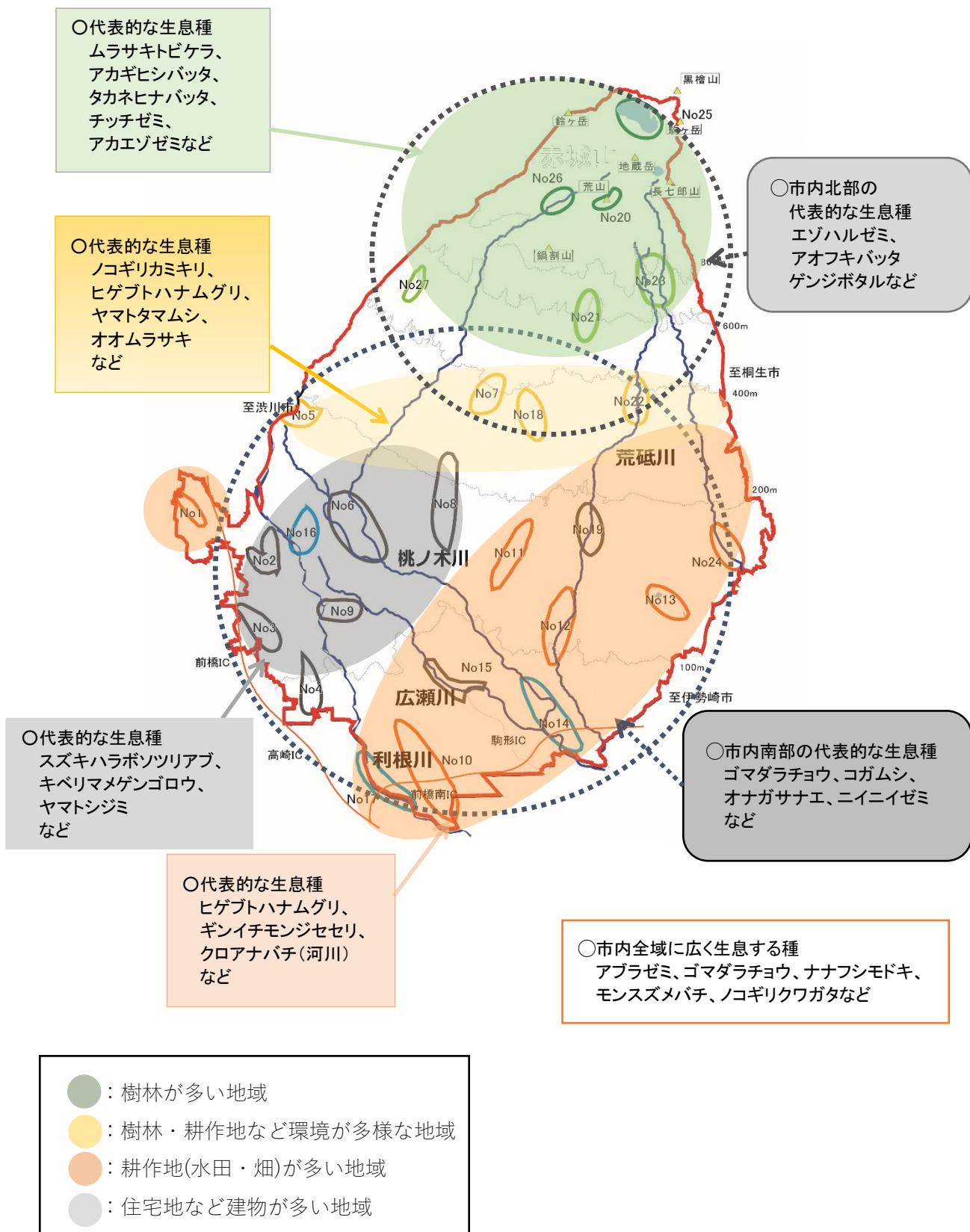


出典：前橋市自然環境調査（鳥類）報告書（平成 26 年度）、前橋市自然環境調査（哺乳類・は虫類・両生類）報告書（平成 27 年度）より作成。注：代表的な生息種は主にその地域で確認された種である。

地域	見られる生物写真
市内全域	<p>■哺乳類はアズマモグラ、コウモリ類、アカネズミ、タヌキ、キツネ、ハクビシン（ハクビシンは野生鳥獣被害対策の対象）、鳥類は、コゲラ、アカハラが市内全域に広く生息している。</p>    <p>キツネ アカネズミ コゲラ</p>
山地 (市北部)	<p>■樹林が多い地域：哺乳類では、キクガシラコウモリ、コテングコウモリ、ニホンリス、ムササビ、ツキノワグマ、カモシカ。鳥類では、イワヒバリ、キビタキ、ヤマガラ、ハチクマ、ハイタカ、オオアカゲラなど</p>     <p>カモシカ キクガシラコウモリ イワヒバリ ゴジュウカラ</p>
里山～里地 (市北部から中部)	<p>■樹林・河川など環境が多様な地域：キビタキ、ベニマシコ、キジ、カワセミ、サンコウチョウ、カヤネズミなど</p> <p>■樹林が多い地域～樹林・耕作地など環境が多様な地域：市内北部では主にノウサギ、テン、キジなど</p>     <p>キジ サンコウチョウ カヤネズミ テン</p>
田・河川 (市東部)	<p>■耕作地（水田・畑）が多い地域：コチドリ、アオサギ、コサギなど。主に耕作地や荒れ地、河川敷等に生息：ハツカネズミ等。河川・湖沼：カワセミ、マガモ、オオバンなど</p>     <p>アオサギ コサギ マガモ カワセミ</p>
市街地 (市南部)	<p>■樹林、耕作地など環境が多様な地域～耕作地が多い地域：チョウゲンボウ。河川・湖沼：コサギ、コアジサシ等 住宅地など建物が多い地域：ヒヨドリなど</p>    <p>チョウゲンボウ コアジサシ ヒヨドリ</p>

出典：まえばしの自然ガイドブック（平成9年度、平成10年度）記載種、前橋市自然環境調査（哺乳類・は虫類・両生類）報告書（平成27年度）、前橋市自然環境調査（鳥類）報告書（平成26年度）より作成。

市内で見られる主な昆虫類



出典：前橋市自然環境基礎調査（富士見地区）報告書（平成 22 年度）、前橋市自然環境調査（昆虫類）報告書（平成 28 年度、平成 23 年度）より作成。

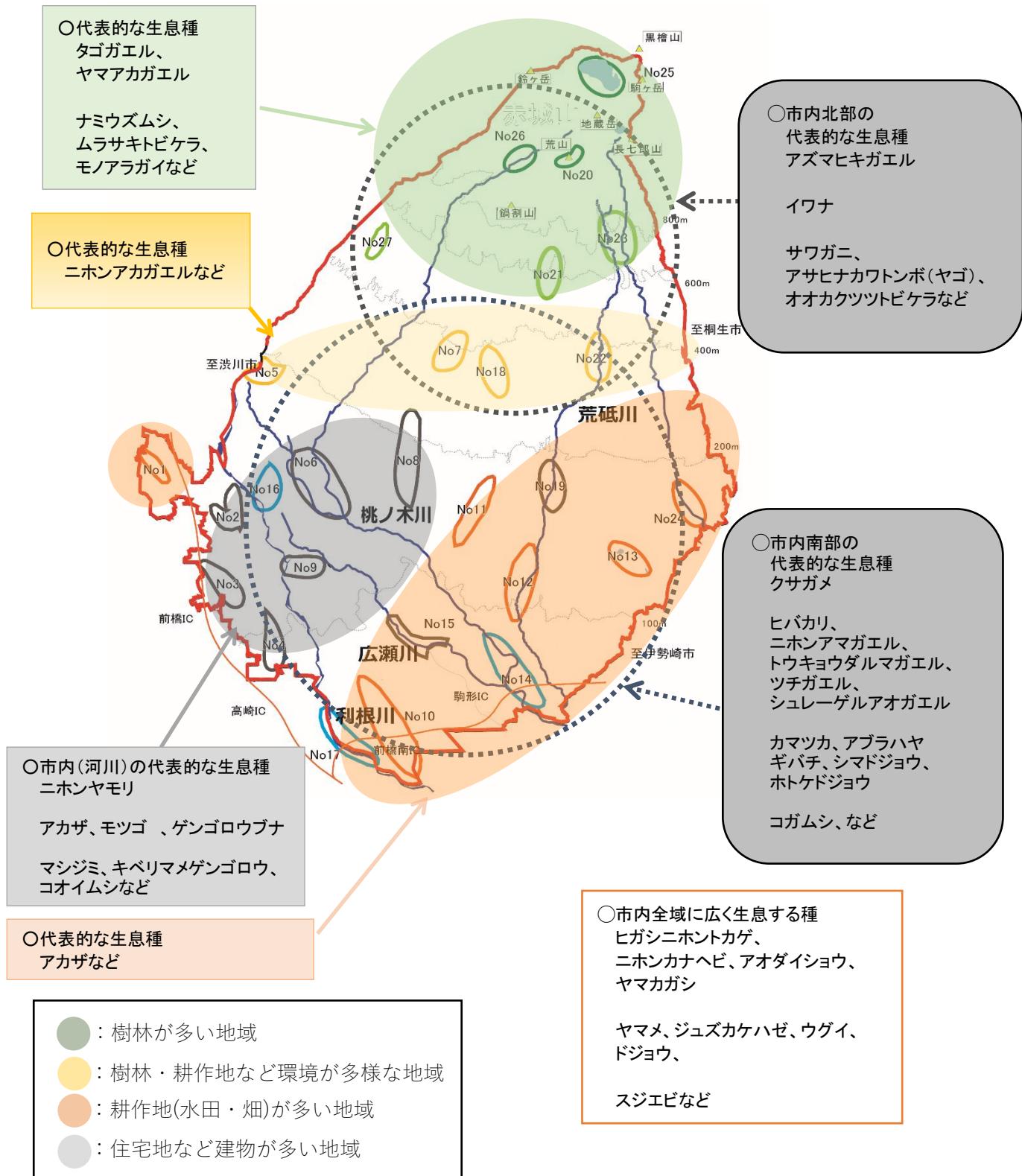
注：代表的な生息種は主にその地域で確認された種である。

地域	見られる生物写真
市内全域	<p>■市内全域に広く生息している：ゴマダラチョウ、ナナフシモドキ、モンスズメバチ、ノコギリクワガタ、アブラゼミなど</p>     <p>ゴマダラチョウ ナナフシモドキ アブラゼミ ノコギリクワガタ</p>
山地 (市北部)	<p>■赤城山に特徴的な種：アカギヒシバッタ 草地・河川に生息する種：ムラサキトビケラ、ゲンジボタル、ミヤマカワトンボなど</p>    <p>アカギヒシバッタ* ムラサキトビケラ ゲンジボタル</p>
里山 (市北部から中部)	<p>■樹林・耕作地など環境が多様な地域（里山環境）：ヤマトタマムシなど ■樹林が多い地域～樹林・耕作地など環境が多様な地域：ノコギリカミキリなど ■河川、河畔林等に生息：クビナガヨツボシゴミムシ、ゲンジボタルなど</p>    <p>ノコギリカミキリ ヤマトタマムシ オオムラサキ</p>
田 (市東部)	<p>■耕作地（水田・畑）の草地：ヒゲブトハナムグリ、ギンイチモンジセセリなど ■河川敷、河畔林等に生息：クビナガヨツボシゴミムシなど</p>    <p>ヒゲブトハナムグリ ギンイチモンジセセリ クロアナバチ</p>
市街地 (市南部)	<p>■樹林・耕作地など環境が多様な地域～耕作地が多い地域（河川敷等）：オナガサナエ、アオスジタテハ 住宅地など建物が多い地域：公園等、カネタタキ</p>    <p>オナガサナエ カネタタキ アオスジタテハ</p>

出典：前橋市自然環境基礎調査（富士見地区）報告書（平成 22 年度）、前橋市自然環境調査（昆虫類）報告書（平成 23 年度、平成 28 年度）より作成。

*写真：県立ぐんま昆虫の森提供

市内で見られる主なは虫類・両生類・魚類・水生生物



出典：前橋市自然環境調査（哺乳類・は虫類・両生類）報告書（平成 11 年度・平成 22 年度・平成 27 年度）

より作成。前橋市自然環境調査（魚類・水生生物）報告書（平成 21 年度・平成 24 年度）より作成。

注：代表的な生息種は主にその地域で確認された種である。

地域	見られる生物写真
市内全域	<p>■二ホンアマガエル、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、魚類はジュズカケハゼが市内全域に広く生息している。</p>    <p>二ホンアマガエル アオダイショウ スジエビ</p>
山地 (市北部)	<p>■山地の溪流沿い：カジカガエル、サワガニ、イワナ 樹林に生息する特徴的な種：タゴガエル、ヤマアカガエル</p>     <p>サワガニ イワナ ダゴガエル ヤマアカガエル</p>
里山 (市北部から中部)	<p>■樹林・水辺・草地など環境が多様な地域：ジムグリ 里山環境を好む特徴的な種（二ホンアカガエル）。</p> <p>■樹林が多い地域～樹林・耕作地など環境が多様な地域： 市内北部では主にアズマヒキガエルといった種が広く生息している。</p>    <p>ジムグリ アズマヒキガエル トウキョウダルマガエル</p>
田 (市東部)	<p>■耕作地（水田・水路）が多い地域：タモロコ、シマドジョウ、クサガメ</p>    <p>タモロコ シマドジョウ クサガメ</p>
市街地 (市南部)	<p>■樹林・耕作地など環境が多様な地域～耕作地が多い地域： ヒバカリ、二ホンアマガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、ツチガエルといった種が広く生息している。</p> <p>住宅地など建物が多い地域：民家や寺院等に生息する（二ホンヤモリ）</p>    <p>シュレーゲルアオガエル ツチガエル（幼生） 二ホンヤモリ</p>

出典：前橋市自然環境調査（哺乳類・は虫類・両生類）報告書（平成 11 年度・平成 22 年度・平成 27 年度）
より作成。前橋市自然環境調査（魚類・水生生物）報告書（平成 21 年度・平成 24 年度）より作成。

3 快適環境の創造のための施策

市内の公園や街路樹、河畔緑地などは、私たちの生活に潤いを与えてくれます。これらの整備は、「前橋市都市計画マスタープラン」や「前橋市緑の基本計画」等の考え方を踏まえて、水と緑のネットワーク形成により水辺と緑地を連携させたまちづくりを進めています。

また、前橋市の原風景ともなっている郊外部の田園や農村風景などを「前橋農業振興地域整備計画」等の考え方を踏まえて積極的に保全・育成するとともに、「前橋市景観計画」において、本計画が目指す姿とする「人が生きる風景を守り、育む」をテーマに市民、事業者、市が一体となって景観行政を推進し、前橋市らしさをつくりていきます。

1 水辺空間の保全・改善（環境目標 3-1）

2 緑地の保全・育成（環境目標 3-2）

前橋市都市計画マスタープラン
前橋市緑の基本計画

3 農地の保全（環境目標 3-3）

前橋農業振興地域整備計画

4 景観の保全・創造（環境目標 3-2）

前橋市景観計画

4 地球環境の保全のための施策

低負荷・循環型都市の形成に向け、市が率先して温室効果ガスの削減やグリーン購入を取り組むとともに、市民・事業者に普及・啓発を行っていきます。また、有価物集団回収への助成などの施策も推進していきます。

1 地球温暖化対策等の推進（環境目標4-1）

地球温暖化を防止するために、家庭、業務、産業、運輸の各部門で無駄なエネルギー消費を抑制し、効率良く使用することを市民・事業者と連携し進めていきます。また、酸性雨問題ではモニタリング調査を、フロン対策では家電リサイクル法対象外の家電製品からのフロン回収を行います。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
市域全体の温室効果ガス(CO ₂)排出量(年間)	2,594千t (平成28年度)	⇒	1,964千t (平成35(2023)年度)
市域全体のエネルギー消費量(TJ)(年間)	26,935TJ (平成28年度)	⇒	22,991TJ (平成35(2023)年度)

注)「地球温暖化防止実行計画」に基づく。平成35年度(2023年度)以降は同計画の改訂に合せる。

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①省エネルギー・省資源行動に関する普及・啓発	省エネルギー・省資源行動に関する普及啓発を行う。	環境政策課
②建築物省エネ法※16に基づく届出等	建築物省エネ法に基づき、300m ² 以上の建築物の新築・増改築時のエネルギー消費性能の確保に関する届出等の受理・エネルギー消費性能向上計画の認定を行う。	建築指導課
③グリーン購入※17の普及・拡大	グリーン購入を普及するために、市が積極的に環境配慮物品を調達するとともに、市民・事業者に対して広報等により啓発を行う。	環境政策課
④地球温暖化防止実行計画の推進	市全体の二酸化炭素を削減するため、地球温暖化防止実行計画の目標達成に向けた取組を推進する。	環境政策課
⑤交通由来の温室効果ガスの削減	公共交通の利便性向上及び利用促進策を展開する。自転車利用環境を向上させる自転車通行空間の整備を進める。電気自動車(EV)の充電スタンド等の適切な運用管理を行う。	環境政策課 交通政策課 道路建設課
⑥酸性雨モニタリング調査	雨水自動採取装置で採取した雨水を分析して、酸性度を測定する。	環境政策課
⑦フロン回収事業	家電リサイクル法対象外の機器に含まれるフロンガスの無害化処理を行う。	ごみ減量課
⑧森林の整備保全	森林整備計画に基づく森林の整備や適正な管理を実施する。	環境政策課

※16 建築物省エネ法

床面積300m²以上の建築物を新・増・改築等する場合にエネルギー消費性能の確保届出・適合を義務づけた法律。

※17 グリーン購入

商品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入を進めようというもの。

ウ

重点施策

<p>施策名</p> <p>地球温暖化防止実行計画の推進</p>	<p>担当課</p> <p>環境政策課</p>
施策の概要	
<p>平成 23 年度までの旧温暖化防止実行計画では市の事務事業のみを対象とするものでしたが、平成 20 年度に地球温暖化対策推進法の一部が改正され、中核市についても市域全体の温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられました。</p> <p>このようなことから、平成 23 年度に市域全体の削減を行う地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に向けた取組を推進しています。</p>	
期待される効果	
<p>二酸化炭素をはじめとした地球温暖化の原因物質である温室効果ガスを削減することを目的に、地域の再生可能エネルギーの利用促進、市民・事業者の地球温暖化対策に係る活動促進、公共交通の利用促進や緑化等の地域環境の面的整備及び循環型社会の形成に寄与します。</p>	

前橋市は COOL CHOICE 推進の宣言をしています

COOL CHOICE とは？



2015年12月に制定されたパリ協定。

その目標の達成のため、

COOL CHOICE -クールチョイス- を旗印とした国民運動が展開されています。

COOL CHOICE とは 賢い選択を意味します。

省エネ製品の購入や、節電などの環境にやさしい行動・・・

一人ひとりがライフスタイルを賢く選び、地球温暖化を防ぎましょう。



マイカーではなく
バスや自転車といった
移動の選択



省エネ製品や
環境に配慮した商品を
購入する選択



エコドライブの実施や
環境にやさしい自動車を
購入する選択



クールビズウォームビズ
など、空調に頼らない
スタイルの選択



ライトダウン、
こまめなスイッチオフなど
節電行動の選択



リサイクルの推進、
マイ箸、マイボトルの使用
など、ごみを減らす選択

2 新エネルギーの導入促進（環境目標4-2）

太陽光、小水力、バイオマスなどの新エネルギーの導入・活用を市自らが率先して進めるとともに市民・事業者への普及に努めています。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
新エネルギーによる発電能力量（累計）	192, 299kW (平成 28 年度)	⇒	307, 156kW (平成 32 (2020) 年度)

注) 本市に設置された新エネルギーによる発電施設・設備の発電能力（公称最大出力）合計値

注) 目標値は「まえばし新エネルギー導入アクションプラン」の目標値。平成 32 年度(2020 年度)以降は同計画の改訂に合せる。

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援	太陽光発電等の新エネルギーの普及啓発を促進する。なお、新エネルギー発電設備の設置に際しては、自然環境や景観等との調和に配慮し、災害の防止に努める。	環境政策課 都市計画課
②公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	公共施設の建設・改修に当たっては、地中熱の活用など、自然エネルギーの導入を積極的に図るとともに、ESCO 事業の検討など省エネルギー化を積極的に進める。	環境政策課 建築住宅課 教育施設課
③太陽光発電事業の継続	まえばし堀越町太陽光発電所(801kW)をはじめとし、太陽光を活用した大規模発電事業の維持整備を継続する。また、民間事業者の活力を使い、公共施設の土地貸しによる太陽光発電設備の設置に取り組む。	環境政策課
④小水力発電の維持整備	高出力の発電設備である赤城大沼用水小水力発電事業（最大出力 236kW）の導入と維持整備を行う。	環境政策課
⑤バイオマスエネルギーの利用促進	畜産・食品残さ等のバイオマス活用について、他の自治体や民間事業者の取り組みを研究し、民間事業者への支援や連携による導入について検討する。	環境政策課 農政課
⑥森林資源を活かした地球温暖化対策の推進	ペレットストーブなど木質バイオマスの利用促進を図るほか、カーボン・クレジット等を活用した森林整備の検討など、森林資源を活用した地球温暖化対策に取り組む。	環境政策課

ウ 重点施策

施策名 バイオマスエネルギーの導入推進	担当課 環境政策課
施策の概要	
<p>本市では、太陽光、小水力、バイオマスなどの新エネルギーによる発電施設の設備容量を平成 23 年度時点の約 17 倍とすることを目指します。太陽光発電や小水力発電について普及を進めてきましたが、本市は山林が多く、畜産業も盛んなことから、これら地域バイオマスの幅広い活用方法を研究するとともに、民間事業者への支援や連携を推進していきます。</p>	
期待される効果	
<p>二酸化炭素など温室効果ガスの排出を伴う発電・発熱から、新エネルギー利用への切り替えを進めることで、地球温暖化防止対策の促進が期待されます。また、化石燃料の使用を抑制した循環型社会の形成に寄与します。</p>	

新エネルギー導入アクションプランにおける導入目標

発電項目	基準年(kW)	現状(kW)		目標(kW)	基準年比(%)
		平成23(2011)年度	平成27(2015)年度		
太陽光 ^{※1}	一般住宅用	14,416	32,666	68,315	474%
	公共施設(市) ^{※2}	217	4,360	4,440	2046%
	事業所	1,859	105,807	199,136	10712%
	大規模(民間:1MW超)	0	18,709	26,209	皆増
	計	16,492	161,542	298,100	1808%
小水力		1	1	301	30100%
バイオマス	余熱利用	1,889	1,889	2,400	127%
	発電	0	0	6,700	皆増
	計	1,889	1,889	9,100	482%
	合計	18,382	163,432	307,501	1673%

*1 基準年及び現状数値は一部推計値を含みます。なお、現状の発電設備容量は、資源エネルギー庁が公表している「固定価格買取制度における再生可能エネルギーの市町村別導入容量の集計値」を参考に推計しています。

*2 公共施設(市)には、固定価格買取制度の認定を受けていない(売電していない)設備を含みます。

3 ごみ減量・資源化（3R活動）の促進（環境目標4-3）

1人1日当たりのごみの総排出量は、平成28年度で950gとなっており、平成24年度と比較して10.5%減少しています。これは、市民や事業者の皆さんのがみ減量や適正排出などに協力いただいた結果です。

今後ともごみの発生抑制と再使用や資源化の推進を図るため、ごみの排出者である市民や事業者が主体的に取り組めるような施策を展開するとともに、ごみの減量と資源化に向けた情報提供や意識啓発を行っていきます。

可燃ごみの3割を占める生ごみについて、水切りの徹底や食品ロスの削減などの取組により減量を促進します。また、可燃ごみの2割を占める紙ごみは、有価物集団回収を積極的に推進するとともに、分別収集や拠点回収など排出機会の充実を図ることで資源の有効利用を図っていきます。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
1人1日当たりのごみ総排出量	950g (平成28年度)	⇒	825g (平成37(2025)年度)
再生利用率	19.8% (平成28年度)	⇒	25% (平成37(2025)年度)

注)「前橋市一般廃棄物処理基本計画」の目標値。平成37年度(2025年度)以降は、同計画の改訂に合わせる。

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①市民意識の醸成と啓発	自治会や関係団体等と連携しながら市民意識の醸成を図る。ごみの減量・資源化や環境問題全般に関する情報提供、キャンペーン、セミナーの開催等により、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた意識改革・広報・指導を推進する。	ごみ減量課
②排出段階での減量・資源化の促進	「生ごみの水切りダイエット」や「食品ロスの削減」等について、より一層のPR・啓発等を行い、市民の意識高揚を図る。紙・衣類等、使用済小型家電及び廃食用油等について、回収機会の充実や回収方法等の周知により、ごみの排出段階における資源の分別を徹底し、資源化を促進する。	ごみ減量課
③建設廃棄物の再資源化	建設リサイクル法に基づき、分別解体等の計画等に係る届出を受理し建設資材の分別解体及び再資源化を促進する	建築指導課
④事業系ごみの減量・資源化	「広報まえばし」やホームページ等による周知など、さまざまな機会をとらえ、適正排出指導と、減量化や資源化の取組の呼びかけを行う。ごみ減量・資源化に取り組む活動に関する情報を、事業者間で共有できるような仕組みづくりに努める。	ごみ減量課
⑤除籍図書の再活用	図書館で不用となった図書の、病院や社会福祉施設等へ提供、図書館まつりのブックリサイクルでの配布、図書館内のリサイクルコーナーでの利用者への提供などにより本のリユース（再使用）を進め	図書館

④ 重点施策

施策名	担当課
家庭ごみの減量と資源化の促進	ごみ減量課

施策の概要

家庭ごみの減量・資源化を進めるため、ごみの「発生抑制」と、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙・衣類等・使用済小型家電・廃食用油）への「分別排出」について、より一層のPR・啓発等を行い、市民の意識高揚を図ります。

特に、次の3点を重点項目として、減量・資源化施策を積極的に啓発・推進するとともに、目標達成に向けた進行状況を把握し、アクションプランを策定・実行していきます。

①発生抑制の推進

生ごみの水切りダイエットをはじめ、マイバッグ（レジ袋の削減）・マイボトルなど繰り返し使える物の利用と簡易包装の推奨、食品ロスの削減に継続して取り組みます。

②資源化推進重点品目の設定

紙（特に可燃ごみに混ぜて出されがちな雑古紙（小紙片、シュレッダー処理した紙など）の分別啓発を強化するとともに、衣類等と使用済小型家電について、回収機会の充実や回収方法等の周知により、資源化の取り組みを推進します。

③情報発信の強化

ごみの発生抑制や資源の分別に関し、市民の理解や意識を高めるため、情報発信を強化し、地域特性などに視点を当てた啓発にも取り組みます。

期待される効果

有価物集団回収、ステーション収集及び拠点回収など、資源回収方法の整備と充実を図ることで、ごみの分別や資源化に対する意識の醸成が期待できます。

具体的な効果としては、希少金属をはじめとする資源の回収及び有効活用、焼却量の減少に伴う二酸化炭素の発生抑制などが期待できます。

「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」の取組

第2次G活チャレンジ! ♦ステキにごみダイエット

ごちそうさま！料理は無駄なく、適量で
食べられる量だけ“買う”“作る”“注文する”を心がけましょう。
水気をぎゅっ！生ごみスッキリダイエット
ひとりぼくで、生ごみの減量率10%減らします。
段ボール、紙切れだって資源です
河川ごみを減らさないよう、廻船のごみ袋を用意しましょう。
活かします！小さな家電のレアメタル
小型家電にはレアメタルがいっぱい。不燃ごみよりも回収率が高めです。
選んで持ちます！マイはし、マイボトル、マイバッグ
お風呂入りの“マイ〇〇”を持って、「使い捨てしない生活」をしませんか？
使えます！衣類や靴や、ぬいぐるみ
お風呂、靴、ぬいぐるみなどを浴槽内で再利用。衣類は工具用荷物としても生まれ変わります。
とことん分けます！プラ容器
（マーク）が目印です。専用のごみ袋を用意して、しっかり分別しましょう。
ごみ減量のため、ご家庭にお願いする「ごみダイエット宣言」

G活（じーかつ）とは

「ごみ減量活動」の略です。就活や婚活などの「G活」からヒントを得て、「ごみ減量活動」がもっと身近で、新しいやさしい活動になればとの願いを込めました。
みんなで「G活」に取り組み、「ステキにごみダイエット」しましょう！

次の3つの普及啓発を充実させ、皆さんのG活を応援します!!

G活の
講座・販売

G活情報の
発信

参加・体験型
G活イベント

前橋市

4 廃棄物の適正処理と処理施設の整備（環境目標4-4）

廃棄物の不法投棄・不適正保管に対する監視指導を行い、適正処理を確保するとともに、処理施設については、将来にわたり安定的かつ適正にごみ処理を行えるよう、維持補修と施設整備を進めていきます。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
不法投棄件数（年間）	19件 (平成28年度)	⇒	10件 (平成39(2027)年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①ごみ処理施設の維持整備	焼却施設については、六供清掃工場の延命化工事を行い、亀泉清掃工場と大胡クリーンセンターの整理・統合を進める。粗大ごみ処理施設や資源化施設については、基幹的設備改修を計画的に進め、維持補修を行う。	清掃施設課
②焼却灰の資源化	焼却灰の資源化を継続して行い、最終処分量の削減を図る。	清掃施設課
③処理困難物の適正処理	専門処理を行うことで再資源化を図るとともに、国・県その他業界団体への働きかけを行い、適正な処理ルートを確保する。	清掃施設課 ごみ減量課
④新最終処分場の整備推進	廃棄物の処分を安定的かつ適正に行うため、既存最終処分場の埋立終了時期等を考慮しながら、新最終処分場の整備を計画的に推進する。	清掃施設整備室
⑤廃棄物の不法投棄等の防止	本市の区域内における廃棄物の不法投棄・不適正保管に対する監視指導を行う。また、不法投棄等の未然防止のための啓発等に努める。	廃棄物対策課

5 環境保全活動の活性化のための施策

環境への負荷の少ない地域社会を実現し、恵み豊かな自然環境を確保するために、市民・事業者・市が環境との関わりを自覚し、それぞれの立場で、多様な取組を進めていくことが必要です。

そのために、環境に関する情報提供や啓発、環境学習を行い、環境保全意識を高めていきます。さらに、それぞれの取組が促進されるような支援を行っていきます。

1 環境情報の整備と提供（環境目標 5-1）

様々な環境情報を的確に収集するとともに、市民・事業者に対して、わかりやすく整理して提供します。また、若い世代へのアプローチとして携帯アプリや SNS^{※18}など ICT^{※19}を活用した情報発信の強化を図ります。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
環境ポータルサイトアクセス数（年間）	841 件 (平成 28 年度)	⇒	2000 件 (平成 39 (2027) 年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①広報紙、パンフレット等による普及・啓発	環境に関する情報を広報紙に掲載することや、パンフレットの配布を行うことで、環境に対する啓発を図っていく。	環境政策課
②環境報告書の発行	市が環境基本計画の方針に沿って取り組んだ施策について、年次報告書「まえばしのかんきょう」として発行する。	環境政策課
③情報システムを活用した環境情報の提供	ホームページ等での環境情報の検索や表示方法の工夫とともに、環境関連情報を環境ポータルサイトで発信していく。また、市のフェイスブックなど SNS との連携を図る。	環境政策課
④各種メディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞などのメディアを活用し、広く情報発信を図る。	環境政策課

※18 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

※19 ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術のこと。情報を取得、加工、保存、伝送するための科学技術。

2 環境教育・環境学習の推進（環境目標 5-2）

市民や事業者に対して環境保全の重要性を理解してもらうために、持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方を取り入れ、多様な手段で啓発やPRを行い、様々な角度から環境学習や講座等を開催して理解を深めてもらいます。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
環境教室・イベント等の実施回数（年間）	91回 (平成 28 年度)	⇒	100回 (平成 39 (2027) 年度)

注) 環境教室・イベント等の実施回数は、共催・支援事業を含む。

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①環境保全啓発イベントの開催	環境問題講演会やパネル展等の環境保全啓発イベントを開催する。また、道の駅等で環境情報を発信することで啓発を行う。	環境政策課 ごみ減量課
②出前講座や施設見学会の実施	市民の環境に関する意識の向上のために、出前講座や清掃施設の見学会を実施する。	環境政策課 ごみ減量課 清掃施設課
③環境教育推進者の育成	環境教育研修会を児童文化センターと連携して実施し、環境教育を推進する教員の資質・能力の向上を図る。	学校教育課 青少年課
④学校における環境教育の推進	各学校の特色を生かした環境教育や省エネ・省資源活動の充実を図る。	学校教育課 青少年課
⑤学校における自然体験活動の推進	林間学校等における身近な自然を活かした学習プログラムの提案と指導者の紹介を行い、自然体験活動の充実を図る。	青少年課 学校教育課
⑥児童文化センターにおける環境教室の実施	市内全小学校 5 年生を対象に、児童文化センターの施設・設備を活用した環境学習プログラムを実施し、環境保全への理解を深める。	青少年課 学校教育課
⑦総合的な自然環境プログラムの実施	子どもや家族を対象に「みぢかな季節かんじ隊」、「まえばし環境の学び舎事業」等の環境学習プログラムを実施し、自然と触れあい、学ぶことにより環境保全の意識を高める。	環境政策課

●学校における環境教育

- ・身近にある自然や地域を生かした活動を行うことで、地域の環境を守っていきたいという意欲を高め、目的意識をはっきりさせて活動することを通して、児童生徒が主体的に環境に関わり守っていこうとする態度を育てています。
- ・学校緑化花いっぱい運動、省エネ・省資源活動、公園や河川等のクリーン作戦、グリーンカーテン・ビオトープの設置と活用など

【学校緑化花いっぱい運動】



季節の花を育てて校内や学校周辺を飾り緑豊かな環境づくりに取り組んでいます。

【省エネ・省資源活動】



水道や電気の節約、ゴミ減量の取組に児童生徒が主体となって取り組んでいます。

出典：前橋市資料

●児童文化センターにおける環境教育

・5年生対象の「環境教室」

児童文化センターの自然や施設・設備を活用し、環境について調べるために基礎的な手法を学んだり、身の回りの環境について考えたりすることを通して、環境に対する問題意識を高め、学校における環境学習の充実を図っています。学校は、次の5つのプログラムの中から選択し、実施します。

- ①空気のよごれを調べよう（窒素酸化物調査）
- ②空気のよごれを調べよう（粒子状物質調査）
- ③水のよごれを調べよう
- ④守ろう！前橋のメダカ（前橋メダカの生活と保護）
- ⑤空気や水のよごれの調べ方を知ろう

・「学校における自然体験活動」の支援

林間学校等における身近な自然を活かした学習プログラムの提案と指導者の紹介を行い、自然体験活動の充実を図っています。

【環境教育】



むつみ川で前橋メダカのすみやすい環境を調べています。

【自然体験活動】



赤城をフィールドとした自然体験プログラムを実施しています。

出典：前橋市資料

ウ

重点施策

施策名	総合的な自然環境プログラムの実施	担当課	環境政策課
施策の概要			
(みぢかな季節かんじ隊)			
「市民、事業者が主体的に環境保全活動に参加するまち」の実現のため、次代を担う子供達をはじめ広く市民に対して自然環境調査を呼びかけるものです。			
(まえばし環境の学び舎事業)			
環境教育等促進法の規定により「体験の機会の場」に認定されたサンデンフォレストにおいて、森づくり体験を行うものです。			
期待される効果			
いきものとの触れ合いや森づくりなどの自然体験を通じて、市内の自然環境に対する理解を深めるとともに、自然環境保全意識の高揚が期待できます。			

まえばし環境の学び舎事業

【サンデンフォレストでの森作り体験】



サンデンフォレストで見つけた野鳥の記録をつくりました。つくったものをあわせて図鑑にします。



昆虫の特徴や捕まえ方を学んでいます。



落ち葉を集めてカブトムシの幼虫のベッドを作っています。



落ち葉を集めてカブトムシの幼虫のベッドを作っています。

出典：前橋市資料

3 環境保全活動の活性化（環境目標 5-3）

地域社会で環境に対する意識を高め、環境保全活動の実践へとつなげていくために、子どもやファミリーを対象とした環境学習を進めています。また、市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動団体への支援を行います。

ア 行動指標と目標値

行動指標	現状値	⇒	目標値（目標年度）
こどもエコクラブ ^{※20} の会員数	829 人 (平成 28 年度)	⇒	880 人 (平成 39 (2027) 年度)
まえばし環境家族の参加世帯数	1,686 家族 (平成 28 年度)	⇒	2,500 家族 (平成 39 (2027) 年度)

イ 施策展開

施策名	施策内容	担当部署
①こどもエコクラブの活動推進	こどもエコクラブに多くの児童が参加するように啓発を十分に行うとともに、活動が活発に行えるように支援する。	環境政策課
②まえばし環境家族の参加促進	家族で身近な省エネや節電など環境への負担が少ない行動について話し合い、環境にやさしい生活にチャレンジする機会を提供する。	環境政策課
③環境美化活動の推進	環境美化推進員等と協力して、地域での環境美化活動を推進し清潔かつ快適な生活環境の保持に努める。また、ごみ出しのルールについて、外国語にも対応した周知に努める。	ごみ減量課
④環境保全活動団体への支援	NPO・ボランティア団体に対し、情報提供等を行うことにより支援する。	生活課
⑤産・学・官の連携の促進への支援	産・学・官が集まる懇話会やセミナーを通じ、連携して取り組む環境を整える。	産業政策課

※20 こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため発足した事業。